

不登校児童生徒等に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書

文部科学省は令和4(2022)年10月27日に「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を発表した。調査報告書によると、沖縄県での不登校の児童生徒は4,435名にのぼり、前年度より722名増で過去最多の人数となった。

政府としては、令和元年10月25日に「不登校児童生徒への支援の在り方について」を通達し、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」と支援の視点が示された。また、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保の項目では、「不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること」と明示された。

しかしながら、「多様な教育機会」の環境は、施設を作るために設備投資がかかることや不登校児童生徒の金銭等を含めた保護者負担などの影響により、厳しい状態であるとも言えることから、誰一人取り残さない教育環境の確保のために下記事項を強く求めるものである。

記

- 1 様々な教育環境をつくるために、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設及びICTを活用した学習支援並びに夜間中学校設立及び維持管理のために必要な支援等を行うこと。
- 2 不登校児童生徒が「多様な教育機会」を得られるように、保護者に対し支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年(2023年)3月17日

那覇市議会

宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事